

平成26年第3回府中町議会定例会

会議録(第4号)

1. 開会年月日 平成26年9月12日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成26年9月25日(木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 中村勤君   | 副議長 | 慶徳宏昭君 |
| 1番  | 小菅卷子君  | 2番  | 中井元信君 |
| 3番  | 繁政秀子君  | 4番  | 益田芳子君 |
| 5番  | 山口晃司君  | 6番  | 上原貢君  |
| 7番  | 海渡弘信君  | 8番  | 西友幸君  |
| 11番 | 山西忠次君  | 12番 | 木田圭司君 |
| 13番 | 力山彰君   | 14番 | 岩竹博明君 |
| 15番 | 加島久行君  | 16番 | 中村武弘君 |
| 17番 | 梶川三樹夫君 | 18番 | 林淳君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第47号議案 平成25年度府中町歳入歳出決算の認定について
- 3 議員提出第6号議案 産後ケア体制の支援強化を求める意見書について
- 4 議長の辞職許可について
- 5 副議長の辞職許可について
- 6 常任委員会委員の選任について
- 7 議会運営委員会委員の選任について
- 8 議会報特別委員会委員の辞任について
- 9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

10 第48号議案 監査委員選任の同意について

追加日程第1 議長の選挙について

追加日程第2 副議長の選挙について

追加日程第3 議会報特別委員会委員の選任について

追加日程第4 閉会中の継続調査について

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|              |   |          |
|--------------|---|----------|
| 町            | 長 | 和多利 義之 君 |
| 副町           | 長 | 佐藤 信治 君  |
| 教 育          | 長 | 高杉 良知 君  |
| 企 画 財 政 部    | 長 | 高石 寛智 君  |
| 総 務 部        | 長 | 寺尾 光司 君  |
| 福 祉 保 健 部    | 長 | 末釜 由紀夫 君 |
| 生 活 環 境 部    | 長 | 梶川 幸正 君  |
| 建 設 部        | 長 | 河中 健治 君  |
| 向洋駅周辺区画整理事務所 | 長 | 土手 澄治 君  |
| 消 防          | 長 | 中川 和幸 君  |
| 教 育 部        | 長 | 金藤 賢二 君  |
| 総 務 課        | 長 | 榎並 隆浩 君  |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のために会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 花 田 智 史 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村 勤君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成26年第3回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進め

てまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は13番力山議員、14番岩竹議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第2、第47号議案、平成25年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

この件につきましては、決算審査特別委員会に付託いたしておりましたので、ただいまから決算審査特別委員長より報告していただきます。

13番力山議員。

○13番(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。それでは、平成25年度決算審査特別委員会報告をいたします。

お手元に配付されてる報告書をごらんください。

平成26年9月24日。

府中町議会議長中村勤様。

平成25年度決算審査特別委員会委員長力山彰。

平成25年度決算審査特別委員会報告書。

平成26年9月12日の第3回府中町議会定例会において付託された第47号議案、平成25年度府中町歳入歳出決算の認定についてを慎重に審査した結果、認定することに決したので、府中町議会会議規則第66条の規定により報告いたします。

審査の方法、審査の日程については別紙のとおりです。5回の委員会を開催し、本案を慎重に審査いたしてまいりました。

その審査過程における委員の意見として、

1つ、広島市東部連続立体交差事業について。

広島市東部連続立体交差事業は、府中町には影響はないとの話であったが、現実問題としては事業は停滞している。関連自治体といろいろな関係があるとは思いますが、事

業の早期完了を実現させるために、関係部署は最善を尽くされたい。

2つ、町税の収納率について。

町税の収納率の向上については、不断の努力を続けているようであり、評価できる。今後も税の公平性の確保に向け、努力されたい。

3つ目、環境教育について。

東日本大震災の後、節電については特に意識の高まりがあったところであるが、節電が目に見えるようにする省エネナビ（電力監視装置）の設置については、町立学校間に格差がある。この解消に向け、早急に対応されたい。

4つ、商工会費について。

商工会費の予算の使途については、商工会法の理念に基づき、商工会加入にかかわらず、商工業の総合的な改善発達を図るための努力をされたい。

以上の4つが意見として出されております。

なお、本会議において当委員会へ、委員外議員から聞いておいていただきたいといった税に関する要望でございますけども、個人町民税の収入額につきましては、前年度と比較しますと2,692万1,000円、率にして0.9%の減となっております。

平成25年度の個人町民税は、前年度中、つまり平成24年中の所得に対し課税されますので、平成24年中の所得が若干減っているということでございます。

固定資産税の収入額につきましては、前年度と比較しますと1,728万4,000円、率にして0.6%の減となっております。

主な要因としては、土地の評価が下がったことが上げられるということでございます。

また、たばこ税の収入額につきましては、前年度と比較しますと4,947万1,000円、率にして18.7%の増となっております。市町村たばこ税の税率についてでございますが、平成25年度から都道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されたことにより、一般的な銘柄で、1,000本当たり644円引き上げられたことが主な要因であるということでございます。

町当局におかれましては、審査の過程で示されました意見などを十分に後年度の予算編成、予算執行に活かされるよう、一層の御努力をお願いし、平成25年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） ただいまの委員長報告に対して何か質疑ございますか。

8 番西議員。

○8 番（西 友幸君） 済みません。ちょっと私お願いしとったことがあるんですが、固定の減収がありましたよね。これ、何によるもんか。地価の下落か、あるいは原因が何によるもんかいうのをちょっと決算委員会でちょっと聞いてみてくれというてお願いしとったんですがね。その答弁が今なかったように思うんですが。

○議長（中村 勤君） 8 番西議員、土地の評価が下がったということで、そういうふうに委員長のほうから報告があったと思うんですが。

○8 番（西 友幸君） わかりました。失礼しました。

○議長（中村 勤君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第2、第47号議案、平成25年度府中町歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、第47号議案、平成25年度府中町歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで平成25年度の決算審査特別委員会を解散したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、平成25年度決算審査特別委員会を解散します。大変御苦労さまでございました。

ここで挨拶をお願いいたします。

まず、委員長よりお願いいたします。

13 番力山議員。

○13 番（力山 彰君） 改めて、おはようございます。私、議員となりまして初めて

決算委員長を務めさせていただきました。初めてのことでなかなか要領がつかめず、内容もなかなかつかめず、おろおろしっ放しだったんですけども、先輩議員皆さんのおかげにより、無事務めることができました。どうも皆さん、ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村 勤君） 続きまして、副委員長、お願いいたします。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 皆さん、おはようございます。退任に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。力山委員長を初め各委員の皆さん、そして関係者の皆さんの御協力によりまして、無事任務を果たすことができました。本当に心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

審査過程の中で委員長報告にもありましたように、いろいろな御意見が委員のほうから出されております。この意見につきましては、これからの行政運営に活かしていただきたい。このことを強くお願いをしまして、御挨拶といたします。本当にありがとうございました。御協力ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村 勤君） 御両方におかれましては、大変御苦勞さまでございました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(決算審査特別委員会解散)

○議長（中村 勤君） 次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第3、議員提出第6号議案、産後ケア体制の支援強化を求める意見書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

2番中井委員。

○2番（中井元信君） 皆さん、おはようございます。議員提出第6号議案、平成26年9月12日。

府中町議会議長中村勤様。

提出者、府中町議会議員中井元信含む14名の皆様の御提案をいただいております。  
産後ケア体制の支援強化を求める意見書について。

このことについて府中町議会会議規則第12条の規定により提出をいたします。  
産後ケア体制の支援強化を求める意見書。

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在大きな問題になっているのが出産直前と直後の対応です。特に、妊娠中から切れ目のない継続的な支援が必要です。

出産により、女性の心身には大きな負担が生じます。特に、出産直後から1カ月間は身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚、晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。

良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、さらには産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割も果たすと言われていています。したがって、出産直後の母親への精神的、身体的なサポートは欠かせないものとなっています。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上しました。少子化対策を進めるに当たって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があります。よって、以下の項目の実現を強く求めるものです。

#### 記

1. 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
1. モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時実施すること。
1. 単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるように、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月25日。

安芸郡府中町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 塩崎恭久様。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 以上で提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村 勤君） 全会一致でございます。よって、日程第3、議員提出第6号議案、産後ケア体制の支援強化を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで理事者の方に申し上げます。

これからの日程は、日程第9に至るまで全て議会の人事案件でございますので、退席いただいて結構でございます。

ここで議長を交代いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（慶徳宏昭君） 議長を交代いたしました。

日程第4、議長の辞職許可についてを議題に供します。

本件については、かねてから申し合わせにより、9月24日、中村勤議員より議長の辞職願が出されましたので、その許可について審議するものでございます。

地方自治法第117条の規定により、中村勤議員の退席を求めます。

( 9 番中村勤議員 退席)

○副議長 (慶徳宏昭君) まず、辞職願を事務局長に朗読させます。  
事務局長。

○議会事務局長 (花田智史君) では、朗読させていただきます。

平成 26 年 9 月 24 日。

府中町議会副議長慶徳宏昭様。

府中町議会議長中村勤。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長 (慶徳宏昭君) お諮りをいたします。

中村勤議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 (慶徳宏昭君) 御異議なしと認めます。よって、中村勤議員の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで中村勤議員の除斥を解きます。

( 9 番中村勤議員 着席)

○副議長 (慶徳宏昭君) 以上で、日程第 4、議長の辞職許可についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長 (慶徳宏昭君) ただいま議長が欠員となりましたので、議長選出のため、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 (慶徳宏昭君) 御異議なしと認めます。よって、追加日程第 1、議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票及び同条第 2 項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○副議長 (慶徳宏昭君) 投票という声が全体でございます。

それでは、投票によって行います。

次に、任期でございますが、地方自治法第103条第2項に基づき、議長の任期は議員の任期と定められていますが、議会の申し合わせにより2年で改選することになっており、このたびは議長の任期は議員の残任期間となります。今回もこれに従ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(慶徳宏昭君) 御異議ないようでございます。よって、議長の任期は本日から議員の残任期間と決定をいたします。

それでは、ただいまより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(慶徳宏昭君) ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○副議長(慶徳宏昭君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(慶徳宏昭君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めていただきます。

(投票箱点検)

○副議長(慶徳宏昭君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いをいたします。

それでは、記入のほうをよろしくをお願いをいたします。

記入はお済みでしょうね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○副議長(慶徳宏昭君) それでは、事務局長に点呼を命じます。点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

(事務局長点呼、投票)

○副議長(慶徳宏昭君) 投票漏れはございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(慶徳宏昭君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票箱閉鎖)

○副議長(慶徳宏昭君) 開票を行います。

お諮りをします。

会議規則第27条の規定により、立会人に15番加島議員、16番中村武弘議員の2名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(慶徳宏昭君) 御異議なしと認めます。よって、15番加島議員、16番中村武弘議員の2名を指名をいたします。両議員の立会をお願いをいたします。

ただいまより職員に開票をさせます。

(開 票)

○副議長(慶徳宏昭君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

中井議員 12票

加島議員 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4.5票でございます。よって、中井議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(慶徳宏昭君) ただいま議長に当選されました中井議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

中井議員、登壇願います。

○議長（中井元信君） 皆さん、おはようございます。このたびは図らずも府中町議会議長という本当に大任をお受けすることになりました。これから公正中立に議会がスムーズに運営でき、また町民の思いが本当にこの府中町議会で実現されるような府中町議会を、また私なりに努力させていただきまして、また代々の議長の思いをちゃんと継承していく議長として頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。本当に簡単粗辞で何を言っているかわからないんですが、決意にさせていただきます。一生懸命頑張りますので、どうかよろしくお願ひします。

（拍手）

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、追加日程第1、議長の選挙についてを終わります。  
ここで新議長と議長席を交代をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） それでは、続いて日程第5、副議長の辞職許可についてを議題に供します。

本件については、かねてからの申し合わせにより、9月24日、慶徳議員より副議長の辞職願が出されましたので、その許可について審議するものであります。

地方自治法第117条の規定により、慶徳議員の退席を求めます。

（10番慶徳議員 退席）

○議長（中井元信君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（花田智史君） それでは、朗読させていただきます。

平成26年9月24日。

府中町議会議長中村勤様。

府中町議会副議長慶徳宏昭。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（中井元信君） お諮りいたします。

慶徳議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、慶徳議員の副議長の辞職を許

可することに決定しました。

ここで慶徳議員の除斥を解きます。

(10番慶徳議員 着席)

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選出のため、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、追加日程第2、副議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) それでは、投票とさせていただきます。

次に、任期であります。地方自治法第103条第2項に基づき、副議長の任期は議員の任期と定められていますが、議会の申し合わせにより1年で改選することになっております。これに従ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議ないようでございます。よって、副議長の任期は1年に決定いたします。

それでは、ただいまより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(中井元信君) ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(中井元信君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせていただきます。

(投票箱点検)

○議長(中井元信君) 異常なしと認めます。

念のため申し添えます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、記入をお願いします。

記入されましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) それでは、事務局長に点呼を命じます。点呼に応じて、順次投票をお願いします。

(事務局長点呼、投票)

○議長(中井元信君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票箱閉鎖)

○議長(中井元信君) 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第27条の規定により、立会人に17番梶川議員、18番林議員の2名を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、17番梶川議員、18番林議員の2名を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

ただいまより職員に開票いたさせます。

(開 票)

○議長(中井元信君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち

有効投票 13票

無効投票 5票

有効投票中

繁政議員 12票

西議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4.5票であります。よって、繁政議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(中井元信君) ただいま副議長に当選されました繁政議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

繁政議員、登壇をお願いします。

○副議長(繁政秀子君) おかげさまで副議長という大役を仰せつかりました。議長さんも新しい、副議長さんも新しい、どういう議会になるかわかりませんが、議長をしっかり支えて皆さんと一緒に素晴らしい議会にしていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくをお願いします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(中井元信君) 以上で、追加日程第2、副議長の選挙についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題に供します。

各常任委員会委員の任期は、委員会条例第2条の2の規定により、2年以内の最終の会議において後任者が選任される時までとなっております。よって、これより常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

各常任委員の選任については、委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することとなっておりますが、慣例により、各自から希望票を提出していただき、これを参考にして選考したものを議長の原案として会議に諮って決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございますので、そのように選考させていただきます。

それでは、ただいまより希望票を配付いたさせます。

各自、氏名及び第1、第2希望を記入してください。

記入を終えられましたでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） それでは、職員が集めに参ります。

回収しましたので、ただいまから選考いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。  
休憩。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前10時50分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 休憩中に別室において慎重に協議いたしました結果を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（花田智史君） では、常任委員会の3委員会の氏名を読み上げます。

総務文教委員6名でございます。2番中井議員、3番繁政議員、5番山口議員、  
11番山西議員、13番力山議員、18番林議員。

それから、厚生委員会。6番上原議員、8番西議員、9番中村勤議員、10番慶徳  
議員、12番木田議員、15番加島議員。

建設委員会。1番小菅議員、4番益田議員、7番海渡議員、14番岩竹議員、  
16番中村武弘議員、17番梶川議員。

以上でございます。

○議長（中井元信君） お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の  
規定により、それぞれ指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方をそれぞれの常任委員会委員に選任することを決定いたしました。

ただいまから、各常任委員会の正副委員長を委員会条例第7条の規定により、互選していただきたいと思います。

各部屋割について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長(花田智史君) では、総務文教委員会が第1委員会室、厚生委員会が第2委員会室、建設委員会が第3委員会室でございますので、直ちに向こうのほうへ移動してください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) それでは、しばらく休憩いたします。休憩。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時10分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) ただいま各常任委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

総務文教委員会委員長 山口議員。副委員長 力山議員。

厚生委員会委員長 上原議員。副委員長 木田議員。

建設委員会委員長 益田議員。副委員長 海渡議員。

以上でございます。

以上で、日程第6、常任委員会委員の選任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第7、議会運営委員会の選任についてを議題に供します。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。また、任期についても常任委員会委員の任期を準用することとなっております。

それでは、ただいまから選考させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） しばらく休憩いたします。再開は11時20分いたします。  
休憩。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時20分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 休憩中に選考しました議会運営委員会委員を事務局長から朗読  
させます。

事務局長。

○議会事務局長（花田智史君） それでは、議会運営委員会9名を発表させていただきます。

4番益田議員、5番山口議員、6番上原議員、7番海渡議員、12番木田議員、  
14番岩竹議員、15番加島議員、16番中村武弘議員、18番林議員。

以上でございます。

○議長（中井元信君） お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第  
5条の規定により、それぞれ指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたと  
おり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩して議会運営委員会の正副委員長を委員会条例第7条  
に規定により、互選していただきますので、委員の皆さんは第3委員会室にお集まり  
ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時21分）

(再開 午前 11 時 31 分)

○議長 (中井元信君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (中井元信君) ただいま議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長に中村武弘議員、副委員長に岩竹議員でございます。

以上で、日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長 (中井元信君) 日程第8、議会報特別委員会委員の辞任についてを議題に供します。

お諮りいたします。

この際、常任委員会の所属変更と同様の手続で、議会内部の構成に関する事件でございますので、地方自治法第117条の除斥の適用をしない取り扱いといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、このまま議事を進めてまいります。

9月24日、山口議員、中井議員、上原議員、加島議員、梶川議員、林議員から、議会の申し合わせにより議会報特別委員会を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

ただいま申し述べました各議員の議会報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中井元信君) 御異議なしと認めます。よってただいま申し述べました議員の方々の議会報特別委員会委員の辞任を許可することを決定いたしました。

以上で、日程第8、議会報特別委員会委員の辞任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長 (中井元信君) ただいま議会報特別委員会委員が辞任されたため、直ちに議会報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし、議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、追加日程第3、議会報特別委員会委員の選任についてを議題に供します。

お諮りします。

議会報特別委員会を設置し、委員の選任については、議会の申し合わせにより、各常任委員会から1名ずつの3名と議長が指名する者3名の計6名で構成することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) それでは、まず各常任委員会から各1名の選出をしていただくため、しばらく休憩いたします。再開は45分といたします。休憩。

(休憩 午前11時34分)

(再開 午前11時42分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 休憩中に協議した結果を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(花田智史君) それでは、議会報特別委員会の構成メンバーを発表いたします。

4番益田議員、9番中村勤議員、12番木田議員、13番力山議員、14番岩竹議員、18番林議員。

以上でございます。

○議長(中井元信君) お諮りします。

事務局長の朗読のとおり、議会報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、それぞれ指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ議会報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩して、議会報特別委員会の正副委員長を委員会条例第7条の規定により互選していただきますので、委員の皆さんは第3委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） しばらく休憩いたします。50分から再開いたします。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午前11時50分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） ただいま議会報特別委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長に林議員、副委員長に益田議員でございます。

以上で、追加日程第3、議会報特別委員会委員の選任についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） ここで昼休憩に入ります。再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後0時59分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出についてを議題に供します。

広島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、本議会から1名の広域連合議会議員を選出することになっています。

次に、任期でございますが、広島県後期高齢者医療広域連合規約第9条第1項に、広域連合議会議員の任期は当該関係市町の議会の議員としての任期によるとし、同条第2項第2号には、広域連合議員が関係市町の議員でなくなったとき、同時にその職を失うとされておりますが、議会の申し合わせにより、2年で改選することとなって

おり、このたびは広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の任期は議員の残任期間となります。

なお、議員の選出は、これも申し合わせにより、厚生委員会委員からの選出と申し合わせていますので、任期並びに選出方法は、この申し合わせのとおりとすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の任期並びに選出方法は、そのようにいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出のため、しばらく休憩いたします。厚生委員の皆さんには、第3委員会室へ移動してください。

(休憩 午後 1時01分)

(再開 午後 1時03分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) ただいま厚生委員会が開催され、日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、6番上原議員が選出されましたが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認め、日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、6番上原議員が当選されました。

以上で、日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) ここでしばらく休憩をします。

(休憩 午後 1時04分)

(再開 午後 1時29分)

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第10、第48号議案、監査委員選任の同意についてを議題に供します。

なお、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、小菅議員の退場を求めます。

（1番小菅議員 退席）

○議長（中井元信君） 本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第48号議案 平成26年9月25日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 和多利義之

これは議会のほうからお決めにいただいたということでございまして、住所が広島県安芸郡府中町浜田二丁目16番10号、氏名、小菅卷子ということでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件につきましては、人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することと決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、第48号議案、監査委員選任の同意については、これに同意することに決定いたしました。

小菅議員の除斥を解きます。

（1番小菅議員 着席）

○議長（中井元信君） 小菅議員、おめでとうございます。

就任の挨拶につきましては、まだ就任辞令が出ていませんので、町長のほうから任

命行為がなされた後の定例会でいただくことといたします。

以上で、日程第10、第48号議案、監査委員選任の同意についてを終わります。

なお、ただいまの休憩中に災害対策特別委員会を開催し、新しく委員長に力山議員、副委員長に山口議員が互選されましたので、報告しておきます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中井元信君） 先ほど各委員会から会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

この際これを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題に供します。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、追加日程第4、閉会中の継続調査についてを終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中井元信君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、お願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 9月定例議会閉会に当たりまして、一言お礼を申させていただきますと、このように思います。

12日からきょうまでいいますと2週間と長い議会だったんですが、この間18の議題を提起をさせていただきました。それぞれ真摯な論議のもとに全てお認めをいただいたということで、重ねて厚くお礼をさせていただきますと、このように思います。

また、今定例会の中で議員の皆様方からいろいろと貴重な御意見を頂戴をいたして

おります。今後の行政執行に当たりましては、大いにこれを生かしながら、また皆さん方のその間御意見もいただきながら、ともどもに立派な行政を進めていきたいと、このように思っております。今後ともよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

また、ちょうどこの議会が改選後、ちょうど中間期になりまして、申し合わせによって改選がされて、新しい体制ができたようでございます。今後においても新しい体制の中であけっ広げの内容をお示ししながら、ともに住民の負託に応えていきたいと、こういう決意でございます。今後ともに皆さん方の御協力をいただくようお願いし、これから気候も若干異変ではございますが、いい時期を迎えますから、どうぞひとつ健康には留意をされて頑張ってくださいよう念じまして、一言お礼にかえさせていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） これをもちまして、平成26年第3回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会 午後 1時36分）